

佐賀県訓令甲第3号

健康福祉部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月28日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。） は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(253) 略 (254)～(299) 略 2・3 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項） 第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。） は、次に掲げる事項を専決処理することができる。 (1)～(253) 略 <u>(253)の2 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17年法律第51号）第18条第1項の規定による命令に関すること。</u> <u>(253)の3 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第28 条第2項の規定による指導及び助言に関すること。</u> <u>(253)の4 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第29 条第2項の規定による報告徴収に関すること。</u> <u>(253)の5 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30 条第2項の規定による立入検査及び質問に関すること。</u> (254)～(299) 略 2・3 略</p>

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。